

指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者の方へ

1 火薬類の譲受けについて

指定管理鳥獣捕獲等事業（以下「指定管理事業」という。）は、火薬類の無許可譲受の対象となりません。

指定管理事業に関し火薬類を必要とする場合は、公安委員会から火薬類の譲受許可を受ける必要があります。

指定管理事業に係る譲受許可を受ける場合、譲受け目的は「有害鳥獣駆除（指定管理鳥獣捕獲等事業）」となります。

指定管理事業に係る譲受許可申請をする際には、銃の所持許可証とともに指定管理事業の従事者証をお持ちください。

2 火薬類の消費許可について

指定管理事業に関して火薬類を消費する場合は、公安委員会から火薬類の消費許可を受ける必要があります。消費の目的は、「有害鳥獣駆除（指定管理鳥獣捕獲等事業）」となります。

審査を円滑に行うため、指定管理事業に係る火薬類の譲受許可申請と同時に申請をお願いします。

消費許可申請時には、申請書を2通提出していただき、1通を許可証として交付します。

なお、消費許可申請について、手数料は掛かりません。

3 火薬類の消費について

指定管理事業のために譲受けた火薬類を現に所持している場合について、狩猟、他の有害鳥獣駆除、技能向上のための標的射撃に使用することは差し支えありません。

指定管理事業に関し、譲り受けた火薬類については、指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の有効期間満了後遅滞なく廃棄等することとなっているので、計画的な購入・消費をしてください。

なお、無許可で譲受けた火薬類については、指定管理事業において使用することはできないため、許可を受けて譲受けた火薬類と区別して管理してください。

4 昨年からの変更点

譲受けの目的が、「有害駆除」と「有害駆除（指定管理鳥獣捕獲等事業）」に整理されたことに伴い、それぞれ廃棄等の時期が異なるため、許可を受けて譲受けた火薬類についても、譲受けの時点から明確に区別して管理してください。

昨 年 ま で		現 在	
用途	廃棄等時期	用途	廃棄等時期
有害鳥獣駆除	有害鳥獣駆除 期間終了後3月 以内	有害鳥獣駆除	変更なし
		有害鳥獣駆除 (指定管理鳥獣捕獲等事業)	指定管理鳥獣捕獲 等事業従事者証の有 効期間満了後遅滞な く